

「非常時は規定なくても国が指示を」 コロナ教訓 地方制度調査会答申案

伊藤久雄（NPO まちぼっと理事）

第33次地方制度調査会第21回専門小委員会が11月9日（木）に開催され、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案をまとめた。第33次地方制度調査会は岸田首相から次の諮問を受けている。

<諮問>

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案は、諮問に対する答申作業の一環であり、次の3点を主な内容としている。

- ① デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応
- ② 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携
- ③ 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

そこで本稿では、3点目の「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」について、答申案の主な内容を紹介することとする。

1. 答申案の構成

「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」は以下のような構成をとっている。

- 1 問題の所在
- 2 情報共有・コミュニケーションの課題と対応
 - (1) 現行制度
 - (2) 情報共有・コミュニケーションの柔軟化
- 3 役割分担の課題と対応
 - (1) 個別法では想定されていない事態における国の役割
 - (2) 保健所事務等の規模・能力に応じて市町村が処理する事務を含めた調整に係る都道府県の役割
 - (3) 大都市圏における都道府県の区域を超える調整
- 4 必要な職員の確保の課題と対応

以下、答申案の概略を紹介する、

2. 答申案の内容

(1) 問題の所在

① 指摘された課題

<新型コロナ対応>

- 国と自治体間の情報共有・コミュニケーションに関して
 - ・全国の感染状況等の正確な把握・分析に必要な各地域における感染動向等が自治体から国に対して迅速に提供されない局面があった。
 - ・国から自治体に大量に発出された通知に新型コロナ対応に追われる保健所等の現場では対応できなかった。
- 国と自治体および自治体相互間の役割分担に関して
 - ・当時の感染症法が想定しない事態に直面して、例えば、令和2年2月のダイヤモンド・プリンセス号対応において、入院する患者の移送について都道府県の区域を超えた対応が必要になり国が調整の役割を果たした。
 - ・同年春の患者数の大幅な増加に伴い保健所設置市区単位では病床の効率的な利用が困難となり、国の要請により都道府県に「都道府県入院調整本部」が設けられた等、感染症法上の役割分担にかかわらず、事実上、国や都道府県が一定の役割を担わざるを得ない事態に至った。
 - ・新型インフル特措法に基づいて施設の使用制限を要請する施設の範囲や、営業時間の短縮を要請する時間帯について、国と都道府県との間で考え方の相違によって調整が難航した事例があり、一体となって対応できる仕組みの必要性が指摘されている。
- 地方自治法を含め、現行法制による国と自治体関係における国の役割、都道府県と保健所設置市区の関係における都道府県の役割は、こうした事態に十分に対応していなかったと評価しなければならない。

<自然災害への対応>

- ・平成25年台風第26号（伊豆大島の土砂災害）や平成27年9月関東・東北豪雨（常総水害）は、災害対策基本法における「非常災害」には至らない災害ではあったが、集中豪雨による住宅地での土砂災害の発生や河川の堤防の決壊による市街地の水没など、特定の地域に集中的に発生し、人の生命・身体に急迫の危険を生じさせる災害であった。
- ・当時、効果的に災害対策に当たる観点から、国と自治体との密な連絡調整の下、災害応急対策が実施された。
- ・令和3年の災害対策基本法の改正により、このような災害が「特定災害」と位置付けられ、政府対策本部の設置、国から自治体への指示の規定が盛り込まれた。こうした災害時に国と自治体が災害応急対策をより効果的に行うことができるようにするためのものであり、当該改正が行われるまでは、同様の課題があったということができる。

<自治体における必要な職員の確保>

- 保健所を中心に、都道府県、保健所設置市区において、事態への対応に必要な職員が不足し、業務のひっ迫により検査、入院調整、健康観察等が遅れるなどの事態が生じた。
- 必要な職員の確保について自治体相互間の求めに基づく応援では対応ができず、国等が調整して広域的な応援を行う局面があった。

② 国と自治体間および自治体相互間の関係の一般ルールの見直しの必要性

- 今般の新型コロナ対応や、近年の自然災害の発生状況は、個別法において想定されていなかった事態が生じること、こうした事態であっても国と地方が連携し、総力を挙げ取り組む必要があることを改めて認識させるものであった。
- これらの課題を踏まえ、個別法において、備えるべき事態を適切に想定した上で必要な規定が設けられることを前提とした上で、地方自治法が定める国と自治体および自治体相互間の関係の一般ルールを尊重しつつ、そのあり方について、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命、身体または財産の保護のため、国・地方を通じた確かつ迅速な対応に万全を期す観点から、所要の見直しを行う必要がある。
- その際には、こうした事態において国等が果たすべき役割を適切に規定する必要があるが、自治体が果たすべき役割との分担が明確になるよう、その具体的な役割に応じ、事態の規模・態様等を踏まえた要件・手続を設定する必要がある。
- また、このような国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と自治体および自治体相互間の関係の一般ルールは、地方分権一括法により設けられた現行の地方自治法の一般ルールの規定に影響を及ぼすことがないよう、特例として、明確に区分した上で設けられるべきである。

(2) 情報共有・コミュニケーションの課題と対応

① 現行制度

- 国と自治体間の情報共有に関しては、地方自治法上、自治体から国に対して、技術的助言・勧告又は情報の提供を求めることができることとする規定が設けられている。
- 一方、国から自治体に対しては、技術的助言・勧告をし、または情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができることとする規定が設けられている。

② 情報共有・コミュニケーションの柔軟化

- 国による事態対処に関する基本的な方針の検討や、国が直接講じる措置、あるいは、自治体に対する助言や指示を適切に行うことができるよう、自治体に対してこれらの目的で資料や意見の提出を求めることができるようにすべきである。

- 他方、自治体からは、国から膨大な通知が発出されたが、新型コロナ対応に追われる現場では対応できなかった、また、通知の法的性格が不明確であり現場が混乱したとの指摘があった。自治体が、重要度や関連性を踏まえ、必要な最新の情報にオンラインで容易にアクセスできるようにすることが求められる。
- また、双方向の綿密なコミュニケーションを適切に確保するため、デジタル技術の活用や、必要に応じて、リエゾン派遣、一対一の連絡体制の構築等が考えられるほか、国からの通知については、その内容について自治体の自主性・自立性にも配慮した上で、処理基準、技術的助言・勧告、情報提供等の法的性格を適切に区分し、明示する等の工夫をすべきである。

※リエゾン派遣とは

災害が発生または災害が発生するおそれのある自治体へ国から派遣する現地情報連絡員（通称：リエゾン）のこと。リエゾン (liaison)：フランス語で「組織間の連絡、連携」

(3) 役割分担の課題と対応

① 個別法が想定しない事態における国の役割

○ 現行制度

- ・地方自治法を直接の根拠とする自治体に法的な対応義務を生じさせる関与としては、自治事務に対する是正の要求、法定受託事務に対する是正の指示が用意され、当該自治体の事務処理の違法等の是正のために行われるものとされている。
- ・このほかの関与については、地方自治法上に規定されている関与の一般原則に従って地方自治法以外の法律またはこれに基づく政令に根拠規定が置かれており、例えば、新型インフル特措法、災害対策基本法等では、個別に想定される事態において、国民の生命、身体または財産の保護等のための措置を的確かつ迅速に実施することが特に必要であると認められるときには、国は必要な指示ができることとされている。

○ 国の補充的な指示

- ・個別法の規定がないとしても、国民の生命、身体または財産の保護のために国が役割を適切に果たす必要があると考えられることから、必要に応じて十分な協議・調整が行われることを含め、迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションが確保されることを前提として、自治体の事務処理が違法等でない場合であっても、国が、地方自治法の規定を直接の根拠として、地方公共団体に対して必要な指示を行うことができるようにすべきである。
- ・その際、様々な事態に迅速かつ柔軟に対応できるよう、国の市町村に対する指示は、都道府県を経由して行うほか、直接指示を行うことも可能にすることが望ましい。
- ・要件については、事態の性質として、国民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、国

民の生命、身体または財産の保護のため必要な措置の実施の確保が求められる。これに加え、事態が全国規模である場合や全国規模になるおそれがある場合、あるいは局所的であっても被害が甚大である場合などの事態の規模・態様や、当該事態が発生している地域が離島等のへき地であり迅速な対応に課題があるなどの地域の状況その他の当該事態に関する状況を勘案して、当該措置を的確かつ迅速に実施することが特に必要であると認められるときとすべきである。

- ・ 手続に関しては、個別法上の指示の要件に該当せず指示が行使できない想定外の事態であることについて広く関係しうる個別法の所管大臣の判断を得る必要があること、また、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国と自治体の関係の特例として行使されるものであることを踏まえ、各大臣が、内閣の意思決定として閣議決定を経て行うものとするのが適当である。
- ・ このような個別法の規定では想定されていない事態における国の補充的な指示が行使された場合には、どのような事態においてどのような国の役割が必要とされたのか適切に検証され、個別法の規定のあり方についての議論の契機とされることが期待される。

② 保健所事務等の規模・能力に応じて市町村が処理する事務を含めた調整に係る都道府県の役割

○ 現行制度

- ・ 市町村が、その規模・能力に応じて事務を処理する制度としては、指定都市、中核市、保健所設置市区の制度などがある。こうした制度が適用される市町村の区域においては、対象となる事務は都道府県ではなく、当該市町村が処理するものとされている。この結果として、こうした制度の対象となる事務については、都道府県の区域内で、当該都道府県が直接に事務を処理する区域と、この制度の適用によって市町村が事務を処理する区域が存在している。
- ・ このような制度は、市町村が、その規模・能力に応じ、多様化する住民ニーズに即応して機動性の高い行政サービスを提供できるようにする観点から設けられているものである。

○ 都道府県による事務の調整

- ・ 都道府県が直接に処理する事務と、その規模・能力に応じて市町村が処理する事務との調整について課題が生じている。国が所要の調整を行うほか、様々な事態に迅速かつ柔軟に対応できるよう、都道府県において調整を行うことが考えられる。このため、必要に応じて、個別法において都道府県による所要の調整に関する規定を適切に設けることが考えられる。その上でこうした規定が設けられていない場合であっても、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、都道府県において当該都道府県が直接処理す

る事務と、その規模・能力に応じて市町村が処理する事務との調整を図る必要があると国が認める場合には、国の指示により、都道府県が当該調整のために必要な措置を講じるものとすべきである。

- ・なお、調整のために必要な措置を国が自ら講じるか、その指示により都道府県が講じるかは、全国一律ではなく地域の実情に応じた調整が必要である場合には国の指示により都道府県が措置を講じる、人口や都市機能が高度に集中する大都市等の事務を含めて全国的な視点に立った調整が必要である場合には国が自ら措置を講じるなどの対応が考えられる。

③ 大都市圏における都道府県の区域を超える調整

- 大都市圏においては、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たり、各都府県がそれぞれ対応するのではなく、圏域として一体的な対応を行うことが求められる場合がある。
- 特に東京圏については、九都県市首脳会議による広域的な調整の枠組みが設けられているが、他の大都市圏と比べても人口や面積が突出しており、都県域を超えた観点からの調整によって圏域で更なる一体的な対応を行う必要性が高いといえる。
- 例えば、関西圏における関西広域連合のように都県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組み、国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み、あるいは、都県等と国とが協議により調整を行う枠組みなどが考えられる。このような仕組みは、平時から設け、体制の構築とともに運用の実効性を確保しておくことが必要であるといえる。
- 関西圏については、関西広域連合が広域防災や広域観光等の連携施策を講じており、新型コロナ対応における医療資機材の広域的な融通など、綿密な意思疎通に基づく取組が実を結んでいる。このような連携の取組をより深化させていくことが期待されるが、東京圏と同様の枠組みの活用も考えられる。

(4) 必要な職員の確保の課題と対応

- 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において個々に相手方と調整をすることが困難であり、国民の生命、身体または財産の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため必要があると認める場合には、国が自治体間の応援や職員の派遣の調整の役割を担うことを明確化すべきである。具体的には、特に緊急を要する場合を除いて自治体の求めに応じ、国が応援の要求・指示や派遣のあっせんを行うものとすべきである。
- その際、自治体間の応援の求めや職員派遣のあっせんの実効性を確保する観点から、災害対策基本法等と同様に、それらに応じる余力がない場合等の正当な理由がある場

合を除いて、自治体は応援や派遣を行わなければならないものとするのが考えられる。

3. 今後の課題

(1) 「国と地方の関係」はあくまで対等であるべきこと

答申案の「問題の所在」では「国と自治体間および自治体相互間の関係の一般ルールの見直しの必要性」において、『地方自治法が定める国と自治体および自治体相互間の関係の一般ルールを尊重しつつ、そのあり方について、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命、身体又は財産の保護のため、国・地方を通じ的確かつ迅速な対応に万全を期す観点から、所要の見直しを行う必要がある。』と釘を刺しているように見える。

しかし、「情報共有・コミュニケーションの課題と対応」においては、「国からの通知については、その内容について自治体の自主性・自立性にも配慮した上で、処理基準、技術的助言・勧告、情報提供等の法的性格を適切に区分し、明示する等の工夫をすべきである」とのべているものの、「明示する工夫」については具体的に明示しているとはいえない。

また、「国の補足的な指示」の要件については、「事態が全国規模である場合や全国規模になるおそれがある場合、あるいは局所的であっても被害が甚大である場合などの事態の規模・態様や、当該事態が発生している地域が離島等のへき地であり迅速な対応に課題があるなどの地域の状況その他の当該事態に関する状況を勘案して、当該措置を的確かつ迅速に実施することが特に必要であると認められるときとすべきである。」とはしているものの、「特に必要なとき」の要件が明確であるとはいえない。

このように危惧するのは、次項で述べる「国と沖縄県」との関係がきわめて異常であるからである。マスコミも、たとえば素案が議題とされた際の時事メディカル(2023/10/23)のように、「国と地方の関係は対等とする地方分権の趣旨を踏まえ、あくまで特例と位置付ける」と素案をなぞっているだけで、現在の国－沖縄関係に言及していない。答申案の報道も、現在の国－沖縄関係に言及したものはないと思われる。

(2) 国と沖縄県との間の争訟について

国と沖縄県との間の争訟は2021年(令和2年)4月21日、沖縄防衛局が辺野古埋立て工事に関する設計概要の変更等に係る承認申請書を県に提出、これに対して沖縄県が同年11月25日、変更承認申請について不承認処分を行ったことに始まる。

以降、沖縄防衛局長による国交大臣に対する審査請求、国交大臣による（審査庁として）沖縄県の不承認処分を取り消す旨の裁決、国交大臣による沖縄県知事に対して承認するよう是正の指示、沖縄県による「裁決が無効であり違法な関与に該当する」として国地方係争処理委員会に対し審査の申出、国地方係争処理委員会は審査申出について却下決定、沖縄県は違法な国の関与（裁決）の取消訴訟を提起、沖縄地裁、福岡高裁は国交大臣の裁決の取消しと是正の指示の取消しの訴えをいずれも却下、最高裁も県の上告を棄却、是正の指示を違法かどうか争われた裁判では最高裁は「国の指示は適法だ」として上告を棄却、県の敗訴が確定（2023年9月4日）、と経過し今日に至っている。

この間の国（沖縄防衛局、国土交通省など）の対応については、多くの行政法学者から国を批判する意見が出されている。是正の指示を巡る争訟の過程では、岡田正則早稲田大学法学学術院教授、白藤博行専修大学法学部教授、山田健吾専修大学教授から意見書が出されている（参考資料、沖縄県 HP 参照）。ここでは白藤専大教授の意見書の最後のところを紹介する。

『「本件勧告」及び「本件是正の指示」との間には、関与の目的、関与の主体、関与の内容及び関与の手続のいずれにおいても、「国の関与の違法・不当連結の禁止原則」に反する違法が認められるという結論に至った。

したがって、本意見書は、本件における国交大臣の「本件裁決」、「本件勧告」及び「本件是正の指示」のいずれもが違法であり、かつ、「本件裁決」と「本件勧告」・「本件是正の指示」の同時的あるいは異時的行使は違法であると結論する。』

国の違法なふるまいを許容する最高裁等司法の現状もふくめて、第33次地方制度調査会専門小委員会も一言あってしかるべきである。

（3）都道府県の問題点について

この間、たとえば東日本大震災やコロナ感染症対応においては、都道府県の果たした役割について、私は少なからず疑問を持っている。もちろん、都道府県は財政力がはなはだ乏しく、迅速に機能しがたい面がある。地方交付税の不交付団体が東京都のみという一事をもってすれば、現状については了解されるのではないかと思う。

（公社）地方自治研究所の月刊「自治総研」（2023年10月号（第540号）に、兼村高文金沢学院大学講師の論文『関東大震災から100年：震災と被災自治体の財政を振り返る』が掲載されている。本論文は、「今日の地方財政は大災害にどこまで対応できるのか、東日本大震災と新型コロナウイルス感染症を参考にしながら考えてみたい。」という問題意識から書かれたもので、財政からみた都道府県のあり方を考える上で大いに参考になる。

本論文の前段、関東大震災など戦前の大災害は割愛して、後段（V）の「現在の大災害で地方財政はどう対応しているのか」において兼村氏がどう指摘しているかみていきたい。

○ 東日本大震災と地方財政

国の全面的な財政支援により、被災自治体の財政は困窮することなく原発被災自治体を除いて直接的な被害からは復興して大災害を乗り越えたと言えよう。しかし問題も抱えている。それは新たに建設された震災復興住宅や新設された各種集合施設の維持管理コストが、今後の財政運営で負担となる懸念である。東北の被災自治体では過疎化と少子高齢化が止まらず財政の先行きは厳しい。この問題は被災自治体に限ったことではないが、復興にともなう施設整備が今後の財政運営の懸念となるのは皮肉なことでもある。

○ 新型コロナウイルス感染症の災禍と地方財政

コロナ感染症は2023（令和5）年5月に感染症法の指定がそれまでの2類から5類になるまでに感染者数3,354万人（人口比26.8%）、死者は7.4万人（同0.0%）に上った（厚労省公表数値）。この世界的なパンデミックに国は過去最大の予算で対応した。3年間でコロナ感染症対策予算は約90兆円を計上し、地方財政をとおして支出された。

図表は、コロナ感染症の前後の地方債残高と積立金残高の推移である。コロナ対策が行われた2020年度の地方債残高は、前年度から約1兆円増加したものの2021年度は減少している。地方は赤字地方債の発行は認められていないためコロナ対策として地方債の発行はなかったのであるが、適債事業は若干抑えられた数値である。これに対して積立金残高は、2020年度は若干の減少であったが2021年度は3.2兆円も増加している。そのうち自治体の貯金に当たる財政調整基金は1.7兆円も増加している。コロナ感染症が騒がれた当初は財政調整基金の多い自治体では独自に支援が行われ、そうでない自治体との不公平が問題となったが、国は直ぐに補正予算で支援して財政力に関係なく平等に感染症対策が実施された。

地方財政の地方債残高と積立金残高の推移

	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2020→2021
地方債現在高	143兆4,429億円	144兆6,062億円	144兆5,810億円	▲252億円
積立金現在高	22兆9,446億円	22兆6,005億円	25兆8,079億円	3兆2,074億円
うち財政調整基金	7兆5,407億円	7兆2,837億円	8兆9,630億円	1兆6,793億円
うち減債基金	2兆2,106億円	2兆1,480億円	2兆8,843億円	7,363億円
うち特定目的基金	13兆1,933億円	13兆1,688億円	13兆9,606億円	7,918億円

出所：総務省資料より作成。

○ 地方財政が備えること（おわりに）

関東大震災から100年を迎えた今日、地方財政は大災害への対応は整っているのだろうか。近代国家が成立して幾度も災害に遭遇してきた。これまでの経緯からみれば、規模の大きい災害ほど国の支援が重要な支えとなってきた。その支援によって、東日本大震災やコロナ感染症を乗り越えてきた。

大災害では国の財政支援が不可欠ということがわかった。

地方財政が備えることは、引き続き積立金の確保や効率的な財政運営により経常的な経費の節減に努めることは必要であるが、多くの自治体では年々硬直化する財政から備えを確保するのは難しい。そのためには災害時の共助の制度構築が必要であり、その1つの具体的な方策が‘レジリエントな社会’の構築であろう。強靱で回復力のある社会構造の構築を自治体が民間等との協働で共助の体制を作り上げていくことが災害への備えとなるように思われる。

※レジリエントな社会とは

「誰一人取り残すことなく、貧困のない持続可能な社会へ世界を変革する」ことーコロナ時代のSDGs「レジリエントな社会」に向けた市民社会の実践（参考資料）参照

以上の兼村氏の論考は財政の側面からみたものであるが、東日本大震災やコロナ感染症に対する市区町村への財政支援は国から直接、あるいは都道府県を經由して行われた。もちろん、特に東日本大震災の場合は、都道府県や市区町村から人的支援や物的支援が行われたが、答申案が指摘するように多くは国が連絡調整の役割を担ったのであって、都道府県の出番はほとんどなかったといってよい。コロナ感染症の場合は全国規模であったから、物的支援は難しく、人的支援もごく狭い範囲であったと思われる。

私は、たとえば23特別区については特別区全体として（特別区協議会等）、新たな防災・復興基金（仮称）の創設を提唱しているが（「将来にわたる財政負担の状況」からみた都内市区町村の財政状況、参考資料）、少なくとも人的支援や物的支援は答申案に則していえば、東京圏（九都県市首脳会議）、関西圏（関西広域連合）のようなブロックごとに、都道府県相互関係を軸に連絡調整機能を果たすべきではないかと考える。

▽ ▽ ▽

第33次地方制度調査会専門小委員会の今回の提起は答申案であるが、最終答申でも大きな変更はないものと思われる。そうだとすると、前項で述べた国ー沖縄県関係の現状をみれば、「特例ルール」が特例ではなくなって、「一般ルール」になっていくのではないかと懸念を表明せざるをえない。

兼村氏が提起する「自治体が民間等との協働で共助の体制を作り上げていく」ことも1つの理想ではあると思われるが、市区町村レベルでも難しい課題が一朝一夕に実現するとも思われぬ。しかし、大災害や世界的パンデミックにいつ襲われるか知れない今日、今回の案や答申をたたき台として、国や自治体、民間団体が知恵をしばって行くしかないのではと、つい悲観的に考えてしまうのだが、いかがだろうか。

政府は答申に沿って来年の通常国会に地方自治法改正案を提出する予定とされる。新ルールに基づき指示権を発動できる要件や手続きの詳細は今後詰める。

自治体側は「指示が乱発されれば地方の自主性を損なう」として、要件と手続きの厳格化を求めている。(2023年9月9日、共同通信)

答申案は、年内にも開催されるとされる地方制度調査会総会に提起され、最終「答申」としてまとめられる。この総会の場合、通常国会に地方自治法改正案が提出されるとすれば国会審議の中で、慎重かつ十分な議論が行われることを切望する。

<参考資料>

ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（素案）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000907943.pdf

時事メディカル（2023/10/23）

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023102300695&g=pol>

不承認（2021/R3）を巡る争訟について 沖縄県 HP

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/r4revise/husyouinn.html>

関東大震災から100年：震災と被災自治体の財政を振り返る

（兼村高文金沢学院大学講師、月刊「自治総研」（2023年10月号(第540号)）

<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILGO/2023/10/tkanemura2310.pdf>

コロナ時代のSDGs「レジリエントな社会」に向けた市民社会の実践

（般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 共同代表理事 大橋正明・三輪敦子）

[10/21「コロナ時代のSDGs」レジリエントな社会に向けた声明 \(sdgs-japan.net\)](https://sdgs-japan.net/10/21/)

「将来にわたる財政負担の状況」からみた都内市区町村の財政状況

（伊藤久雄、まちぽっとリサーチ）

[「将来にわたる財政負担の状況」からみた都内市区町村の財政状況.pdf \(machi-pot.org\)](https://machi-pot.org/10/21/)

コロナ教訓、国の指示権を拡充 非常時、自治体に対応義務

（2023年11月9日、沖縄タイムス・共同通信）

<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1253815>